相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市若松一〇九番地、最後の住所北海道北見市とん田東町三八三番地　北見中央病院内　被相続人　亡　山下田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所北海道北見市大通西四丁目二番地　ノースウイングビル四階　相続財産管理人　弁護士　野呂　伸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市地主町一八三番地、最後の住所岩手県一関市地主町三番四〇号　被相続人　亡　菅原　一眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

岩手県一関市花泉町金沢字鹿ノ鼻下三七番地二　相続財産管理人　司法書士　阿部　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市緑町一丁目三二五九番地一号、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大山利一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

栃木県足利市通三丁目二五八九番地足利織物会館三階林法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　康太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡川原湯村第二六番地、最後の住所不明（不動産登記簿上の住所群馬県吾妻郡川原湯村第二六番地）　被相続人　亡　豊田　定八

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

群馬県前橋市大手町三丁目一一番六号　相続財産管理人　弁護士　矢田　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市吉井町岩井七一〇番地、最後の住所群馬県高崎市吉井町岩井七一〇番地　被相続人　亡　髙野　美津

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

群馬県高崎市飯塚町七三九番地二〇桜井一士司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　桜井　一士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市西田部九四〇番地一、最後の住所千葉県香取市西田部九四〇番地一　被相続人　亡　伊藤　俊男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス　相続財産管理人　弁護士　菅野　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市宿戸一三三番地、最後の住所千葉県勝浦市宿戸一三三番地　被相続人　亡　髙橋　和吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル八階　藤代法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一六二九五番地、最後の住所長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪一一三三〇番地二ピュアトップピラ一〇一　被相続人　亡　大澤　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

長野県上伊那郡辰野町大字伊那富八七五七番地　相続財産管理人　司法書士　野澤　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市諏訪一丁目九三六番地、最後の住所長野県諏訪市大字四賀一六五〇番地の二〇　被相続人　亡　佐藤　忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号　相続財産管理人　弁護士　藤森　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県湖西市新居町浜名二九五番地一、最後の住所静岡県湖西市新居町浜名二九五番地の一　被相続人　亡　白井　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

事務所静岡県湖西市古見一〇四一番地の二　司法書士白井聖記事務所　相続財産管理人　司法書士　白井　聖記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市北浜通一〇四番地、最後の住所静岡県焼津市三右衛門新田一四〇番地の二　被相続人　亡　村松　則之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

静岡県静岡市葵区伝馬町一八番一四号　Mビル二階　関谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関谷　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区由比東倉澤六七番地一、最後の住所静岡県静岡市清水区由比東倉澤六九番地の一　被相続人　亡　渡邊つね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二A号室　相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県丹羽郡大口町河北二丁目四二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　仙田　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目一六番四号　太陽生命ビル七階　名駅総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小澤　尚記